


電 氣 供 給 実 施 要 綱

(高 圧)

業 務 用 電 化 厨 房 契 約

 東北電力株式会社

目 次

1 目 的	1
2 適用条件	1
3 料 金	1
4 電化厨房電力量の計量等	1
5 そ の 他	2
別 表	3

業務用電化厨房契約

1 目 的

この電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、電力需要の少ない時間帯での使用が多い厨房需要を電化していただくことにより、負荷平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 適 用 条 件

この実施要綱は、次のいずれにも該当し、平成 30 年 4 月 1 日の際現にこの実施要綱の適用を受けている場合に適用いたします。

- (1) 高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が、原則として、50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満のお客さま。
- (2) 別表 1（適用対象機器類別）に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用し、その総容量（出力）が原則として 30 キロワット以上のお客さま。

3 料 金

各月の料金は、常時供給分の契約によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(1) 電化厨房割引額

電化厨房割引額は、1 月につき次のとおり算定いたします。

$$\text{電化厨房割引額} = (2)\text{の電化厨房電力量} \times \text{割引単価}$$

(2) 電化厨房電力量

電化厨房電力量は、4(電化厨房電力量の計量等)により計量された電化厨房機器の別表 2(ピーク時間)に定めるピーク時間以外の時間における使用電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によってその 1 月の電化厨房電力量を定めることがあります。

4 電化厨房電力量の計量等

- (1) 当社は、電化厨房機器の別表 2（ピーク時間）に定めるピーク時間以外の時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

この場合、電化厨房機器は、専用の回路で施設していただきます。

- (2) 電化厨房電力量の計量は、電気供給条件 [I]（以下「供給条件 [I]」）といいます。） 18（計量）および 19（使用電力量の算定等）を準用いたします。
- (3) 供給電圧と電化厨房電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、供給条件 [I] 附則 4（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）を準用いたします。
- (4) 電化厨房電力量の計量は、特別の事情がない限り 1 計量をもって行ないます。

5 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) この実施要綱に定めのない事項については、常時供給分の契約を準用いたします。

別 表

1 適用対象機器類別

適用対象機器類別は、次のとおりといたします。ただし、この場合の機器の定格電圧は、200ボルト以上といたします。

電気レンジ、フライヤー、オーブン、グリドル、グリラー、スープケトル、ティルティングパン、炊飯器、蒸し器、ゆで麺器、電気湯沸器、その他加熱厨房機器

2 ピーク時間

この実施要綱において、ピーク時間とは、毎年7月1日から9月30日までの毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、次に定める日の該当する時間を除きます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日